

一 總台數別機 一百台ト定メ内三十五台以上ヲ金休ス  
 二 台減ノ場合ハ 二台ヲ以テ一組トス  
 三 總台數アリ 一百ニ付 三月金七十月ヲ 二年八百四十月  
 宛醸出スルモノトス

但し毎月分割支払手形ヲ發行スルコト  
 四 休業工場ハ 三月 一月 一月 金二百千円宛ヲ本團ヨリ  
 休業工場ヘ支給スルモノトス

台減ノ場合ハ 一百ニ付 金一百四十千円支給ス  
 但し軸木製製造ヲ自終トスルモノニ對シテハ 賣買  
 借貸ヲ為スコトヲ得ス

五 摺木原新製製軸ノ場合ハ 一百ニ付 一百金ニ円  
 宛刻戻ヲおスコト

六 契約違反者ハ 既收ノ手形ハ 没收シ更ニ 一台ニ

付 一月金百四十円ノ割合ニ是收ス

但しプール團全員ノ同意ヲ得タル場合ハ 之ヲ免除ス

七 計算法

諸経費ヲ差引 剰余金アルキハ 總台數ニ  
 割當分配シ 不足アルキハ 總台數ニ 割當生

収

八 本團ニ團長一名 別團長二名ヲ置ク

九 本事業以テ 摺木但合ニ置ク

十 本團ニ三名以内ノ相漢役ヲ置クコトヲ得

十一 會計ハ 團員中ヨリ 一名ヲ選舉ス

十二 前記ノ各規ヲ遵守シ 茲 各自記不捺印ス

但し本規書ハ 後日公正 証書ヲ作成スルモノトス

但し字句ニ就テハ 寫シテノ變更アルヘシ